

協議会等の会議結果報告書

	課名	住宅課
会議名	令和4年度 第2回河合町空家等対策協議会	
開催日時	令和4年6月22日（水） 午後2時から午後3時30分	
出席者	三井田会長・高岡副会長・西村委員・長谷川委員・岩橋委員 牛島委員・有留委員・山下委員・山田委員（代理出席：長谷川） 村中委員（代理出席：山口）・樋口委員 渡邊委員 計12名 事務局 まちづくり推進部 福辻部長 住宅課 森川課長 藪田 筒井 計4名 合計16名	
資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議次第 ・ 火災発生後の空家等に対する措置関係 ・ 管理不全空家等に対する措置関係 ・ 河合町危険空家等除却費補助制度関係 ・ 相談実績（年度別・月別） ・ 空家戸数 ・ 日程調整表 	
協議内容（概要版）		
1. あいさつ		
2. 開会		
3. 議事	①火災発生後の空家に対する措置について <ul style="list-style-type: none"> ・ 立入調査の結果報告 ・ 対応予定 ②管理不全空家等に対する措置関係 ③河合町危険空家除却費補助制度関係 ④空き家セミナー及び空家相談会について	
4. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談実績（年度別・月別） ・ 空家戸数 ・ 空家調査 ・ 次回協議会の日程調整 	
5. 閉会		

会議議事録（概要版）

議事①火災発生後の空家等に対する措置について

- ・立入調査の結果報告

〈事務局より説明〉

三井田会長 意見等、何もなければ特定空家と認定して宜しいでしょうか。

全委員 異議なし。

三井田会長 ありがとうございます。特定空家に認定すべきと、本協議会で判断致します。今後の予定について説明をお願いします。

議事①火災発生後の空家等に対する措置について

- ・対応予定

〈事務局より説明〉

三井田会長 スケジュールを見ると、所有者の方が何も対応しない場合、最短で8か月後に行政代執行ということで、長い時間がかかり、この建物の瓦が8か月間、落ちずにもつかどうかは、多少の不安もありますが、法に基づいて行わなければならないので、致し方ないことであると同時に初めての措置ですので、慎重に行わなければならないと思います。

西村委員 所有者及び関係者から連絡がないということですが、実際にいつ倒れるか分からず、特に台風シーズンの時など、通行人の方に落下物が当たるという危険がある時の事故防止対策というのは、町が所有者の方に代わってどこまで出来るのか、ある程度検討しておいた方が良いのではないかと思います。

森川課長 緊急安全措置ですが、原則、所有者の同意が必要と規定しています。所有者及び関係者に通知を特定記録にて郵送していますが、これまで連絡がありません。特定空家と認定されましたので、郵便局に転送先の情報提供を求めさせて頂き、提供して頂けたら、直接行くことも可能と思われます。令和2年から放置されている案件ですので、緊急安全措置に費用が掛かってくるおそれがあります。原則、費用については所有者の方に請求させて頂きますので、費用徴収できるか等も検討していかなければならないと思っています。

三井田会長 例えば台風がきて、非常に危険な状態等になった時は、緊急安全措置で落下防止等の措置は執れますか。

森川課長 落下防止のシートや網等は設置できますが、費用ややり方等を空き家コンシェルジュさんに相談すると、高さもあり、シートを固定するためには少し大がかりな設置工事になるのではないかとこのことで、費用がかなり掛かるかもしれないとのことです。

西村委員 台風が来た時、当然一般の方も事故防止のために対応されます。このような建物ですので、危険が高まります。所有者の方に責任はありますが、所有者の方が何もされないといった時に、行政として事故防止をする義務はあるのかお聞きしたい。

森川課長 条例で実施できると規定しています。本来なら所有者の方がしなければならないことをされない場合、行政は緊急安全措置として代わりにすることができず、費用の回収が出来るのか等もありますので、慎重に考えなくてはならないと思っています。

三井田会長 出来るけれども、費用の問題で慎重に考えないといけないということは良く分かりますが、特定空家と行政が認定した以上は、行政にも責任があるのではないかと考えます。放置して何らかの災害が起きた時ということを思うと、考えている余地はないのではないかと思います。

福辻部長

緊急安全措置ですが、役場としては条例で定めていますので、費用面に関しても、ある程度の調査をさせて頂き、もし台風等で危ない状態になれば、緊急安全措置を発令し、費用に関しましては、所有者の方に請求させて頂きたいと考えています。放置しているわけではなく、条例に基づいて対応させて頂きたいと考えています。

西村委員

台風が来るから準備しないといけないという場合と、台風が来て屋根が飛び、損害を発生させてしまったという場合と2つの対応があります。自然災害に対する準備も必要と思います。対応、準備をすぐにしないといけません。それを怠ると損害が拡大するということ、第三者に対する賠償責任が出てくることがあります。条例を策定し、実行に移す中で不足の事態がこれから起こってくると思います。費用の問題よりも措置をしないといけない基準を行政としてある程度考えておいた方が良いのかと思います。条例に規定があったとしても実際にどこまで動けるかについても、判断がしにくいので、状況を具体的に見ていかないと、責任の所在がはっきりしないということになりかねないということが心配です。

福辻部長

所有者の方には、空家の影響で被害に合わせてしまった場合、賠償責任が発生するということを事前に伝えています。緊急安全措置をどの基準で講じるのかということは、条例が出来ましたので、再度課内で協議させて頂き、対応策を考えさせて頂きます。立て看板の設置や、台風が近づいてきましたら、職員が現場の確認をさせて頂き、被害防止対策を講じるように考えています。職員で対応出来ない場合は業者に依頼をし、費用に関しましては、所有者の方に請求させて頂きたいと考えています。

樋口委員

責任の所在というのが明確にならないと、一般の方は納得されないということと、人命に関わるということが大きいのではないかと思います。あと、通学路ということですが、行政内で共有されて通学路の変更の要望等はされているのでしょうか。

森川課長

教育委員会の方には相談出来ていないこともありますので、今後相談させて頂きたいと思います。

樋口委員

公表される内容がどういうものになってくるのか、所有者の方がどう対応されるのか、責任の所在等も含まれてくると思いますので、早急に明確にして頂き、また教えて頂けたらと思います。

三井田会長

所有者の方には、行政代執行で最終請求される金額よりも、補助金制度に申し込み、自分で解体した方が安く済むということが分かる資料を添付し、背中を押すようなことをして頂けたら、もう少し早く時間も短く済むのではないかと思います。

議事②管理不全空家等に対する措置について

〈事務局より説明〉

三井田会長

9月ぐらいまでの予定しかありませんが、何もアクションが起きない場合はどうなりますか。

森川課長

管理不全空家に対する対応を全てさせて頂き、所有者の方が対応されない場合については、今後特定空家と認定できるかどうか含めて、協議会で諮りたいと思っています。

西村委員

今の説明では、特定空家にならないと行動ができないという印象を受けたのですが、管理不全空家についても指導をしても対応されない場合は、行政代執行の対応は、条例に謳っていましたか。

森川課長

特定空家については、行政代執行まで、法に基づいて出来るように規定されていますが、管理不全空家については、そこまでの規定はなく、緊急安全措置として、枝を切るのか若しくは特定空家と認定し、措置をしていくのかという2つの選択肢があると思っています。

西村委員

特定空家に至るまでに、管理不全空家として、樹木が手入れ出来ていないとなった場合、樹木を切るという手続きについては、今の条例でどのような考え方で進められますか。

森川課長

緊急安全措置として、所有者の方の同意を得て、影響のある枝を切り、掛かった費用については、所有者の方に請求し、職員で対応できることは職員で行うという流れになります。あくまで、所有者の方に同意を貰った上で、措置をするということになります。

西村委員

今、問題になっているのは、所有者の方と連絡が取れない状態で、特定空家や管理不全空家になった場合の対応の話だと思いますが、一時的に管理不全空家として、樹木を伐採するというをしないと、例えば通行している人に対して枝が折れたり等で怪我をするということも想定できるので、どういう状態になった時に行政として代行できるのかという想定は、今のところ管理不全空家に対しては具体的にはないですか。

森川課長

管理不全空家に対して、行政代執行の規定はありません。緊急安全措置として動くことはあります。所有者の方、関係者の方には、何かあれば賠償責任等があるということは、何回か通知には入れさせて頂いています。通知は特定記録で送らせて頂き、全通届いています。

西村委員

通知が届いても行動されない場合は刑事罰になりますか。例えば、通知で損害防止をしないといけないと受けていたのに何もせず、事故が発生した場合の、刑事的な罰の想定はないですか。

森川課長

空家が放置され、瓦等が飛び、怪我をした場合に民事上の賠償責任等は発生するおそれがあります。その旨は通知で入れさせて頂いています。

樋口委員

指導書の方ですが、この通知を見られたら担当課まで連絡下さいという一言を入れられてはどうか。

森川課長

指導書までに至る管理通知で何回かそのようなアクションは起こしております。電話連絡が一度付いた時に、所有者の方がどうして良いか分からないとのことでしたので、枝の剪定が必要で、町にシルバー人材センターがありますとの話をさせて頂きました。遠方にお住まいですので、業者との話は難しいということで、見積りをお願いしますとの依頼を受けました。シルバー人材センターで、何通りかの見積りを頂き、所有者の方に郵送させて頂きましたが、その後連絡は一切ない状態です。

長谷川委員

この家の前が町道ですので、その上空は町の管理責任があるのではないかと思います。それを考慮した上で、例えば所有者の方に剪定する意志がないと考え、町が出てきている枝を伐採するという、現実的に解決する方法を考えると出来るのではないですか。見積りを出しても返事がなければ町として執行し、交通妨害にならないようにし、所有者の方には費用請求を行うという、現実的な解決策をしていかないと、日々樹木が大きくなり、危険度も大きくなりますので、法的に問題ないか根拠をきちんと調べ、解決する方法を考えてはどうか。

森川課長

町道の管理は、まちづくり推進課ですので、この件について何回か協議させて頂きました結果、町道に影響があると判断は出来るが、具体的な対応については、今のところ何も出来ないという回答を頂いています。西和警察の方にも相談させて頂きましたが、樹木で標識や信号等が隠れているのであれば対応は可能だが、道に出ているだけでは、避けて通行も出来るので、強い指導はできないが、通行に支障があるので、どうかして下さいというお願いは出来るということで、何回か電話をして頂いています。あと、町の方で剪定し、危なくないようにさせて頂いて下さいという依頼を承諾書と一緒に送付させて頂きましたが、連絡はない状態です。見積りを出して頂いた分は費用が十数万掛かるとのことです。ただ、道に出ている分を剪定するのであれば、費用もあまり掛からないと思いますし、少しであれば職員の方で切ることも可能と思っております。所有者の方に連絡を取らなければなりません、緊急安全措置も考えていかないといけないと思っております。

西村委員

具体的な例えで判断して頂きたいのですが、樹木が伸びて電線に引っかかるような危険がある場合は、電力会社が対応するのか、河合町が対応するのか、その辺りの協議というのは何か考えておられますか。

森川課長

電力会社には電線等に影響がある場合、原則、所有者の方から申し出て頂ければ伐採等されると聞いています。今回は電線等の確認はさせて頂きましたが、影響はありませんでした。

西村委員 所有者の方が全く関係なく、緊急で電線に引っかかるとなった場合に危険があるので、電力会社が自社のリスクで伐採するということはありますか。

森川課長 電力会社は、原則、所有者の方から連絡下さいということです。連絡があり支障があると判断できれば、自社の方で伐採等を行うとのことですよ。

三井田会長 結局は所有者の方が行動を起こさない限り、町としては所有者の方をお願いをするだけで、何も手が打てないということですか。

森川課長 条例の緊急安全措置についても、原則、所有者の方の同意が必要と規定していますので、その辺りが引っかかってくるのかなと思います。

三井田会長 近隣の自治会から、ここは危険だから何とかして欲しいと申し出があったということで、それに対し、行政として何らかの回答をする必要があるのではないかと思います。条例に基づいて行うということが、原則になりますが、何か合点がいけないという気がします。

福辻部長 この他の案件でも樹木や雑草の件で所有者の方とお話させて頂いています。その時にこれは条例に基づいて対応するのですか。ということをお聞きします。まだ条例が制定されていない時でしたので、法に基づいて適切に管理してくださいというお願いですという回答をさせて頂きました。これからは、条例に基づいて対応させて頂き、危ない時には緊急安全措置ということも考えていきたいと思っています。管理不全に対しても条例に基づいて対応したことがないので、肅々と対応していきたいと考えております。

長谷川委員 樹木の話ですが、例えば隣接する家から樹木が伸びてきて、邪魔だから切った場合、法的に罰せられますか。町道は町の所有地ですので、法的に根拠を精査した上で、樹木を剪定する方法がないのか、弁護士の方に相談されていますか。

森川課長 越境している枝等の取扱いですが、法的には勝手に切れないと聞いております。下から来る根っこについては、侵入防止ということで切ることが出来るということですが、上から出てきている分については勝手に切ることが出来ないとのことですよ。

西村委員 自分の敷地に隣の樹木が入って来た時に、それを切った時の罰則というのは、切った方になるのですか。

森川課長 切った方が法に罰せられると聞いております。

西村委員 法律で罰せられるのですか。

森川課長 もう一度確認しておきます。

岩橋委員 民法の規定によりますと、民法第230条の規定で、隣地の竹・木の枝が境界線を超える時は、その竹・木の所有者にその枝を切除させることが出来るとなっていますので、相手方に切って下さいということになります。一般的に勝手に切る権利はないです。相手に請求するということになります。

三井田会長 今の状況でいえば、町がお願いしても所有者の方から何の反応もないですが、その場合はどうしたら良いですか。

岩橋委員 他の条例等で出来るかどうかは今すぐに分かりませんが、民法上は出来ません。

三井田会長 自治会や近隣の方であれば、落ち葉等もあるでしょうし、枯れ枝も落ちてくると思いますので、その掃除だけでも大変だと思います。その辺りの負担を考えると放置してそのままというのは、何か腑に落ちません。

福辻部長 前に住民の方から、条例を制定されないのですかと言われました。そのこともあり、条例を制定させて頂きましたので、条例に基づいての対応をさせて頂きたいと思っています。

三井田会長	条例に基づいた対応とは、何回か勧告をして、従わない場合には執行し、その代金を請求するという手続きになり、長く時間が掛かるということですね。
福辻部長	特定空家に認定することもできます。認定すれば、固定資産税が6倍ということになりますので、特定空家にするための対応かと言われる方もなかにはおられます。会長が言われるように、法に基づいて杓子定規の話をするのかということのようになりますが、今後は条例に基づいて対応していきたいと考えます。
三井田会長	条例に基づいて、法的な手続きを踏みながら、所有者の方にやってもらうのを待つ、もし所有者の方がされない場合は法に基づいて措置が出来るように一個一個踏んでいくということですね。
福辻部長	条例が出来る前に、いろいろな市町村から話を聞いたのですが、所有者の方がほっておいたら行政がしてくれると思われる方がおられたとのことで、いろいろな考え方もありますが、そのように思われるのも今後どうなのかという思いもありますので、少し複雑な思いです。
三井田会長	条例の手続きを踏んでいき、何も応じない時は、緊急安全措置か特定空家の認定を考えるという判断をどこかで行うということですね。
福辻部長	他の自治体での話の中でも、緊急安全措置の対応について議論されている協議会もありますので、このような対応になる場合は、協議会で意見を頂くかもしれませんので宜しくお願いします。
三井田会長	8月の協議会で所有者の方がどのような対応をしているかということが明らかになるということですね。
福辻部長	はい。報告させていただきます。
西村委員	緊急安全措置ですが、素案というものはありますか。具体的な対応等、立入の問題や家の倒れ方やいろいろな状況があり、緊急発生に対応する事例を出し、もちろんそれだけではカバー出来ないものもありますので、協議会でこういう場合はどのような緊急対応になるのかという諮問も受けるかもしれないですが、その辺りの原案というのはいすでに作っておられますか。
福辻部長	条例を作らせて頂いた時に、その対応として、落下する場合はネットを設置する、ブルーシートをする、木が倒れる場合は、補強するといったようなことは定めさせて頂いています。

議事③河合町危険空家等除却費補助制度について

〈事務局より説明〉

伊藤委員	この制度で3件問合せがあったとのことで、おそらく空家で困っておられる方にはありがたい制度だと思いますが、3件を大きく超えるような場合にも3件しか補助が出来ないということですか。
森川課長	今年度から始めさせて頂く制度です。予算の関係上、3戸150万円とさせて頂いています。3戸以上になれば、早急に対応しなければならない等含めて判断した上で、可能であれば町の財政課、国の交付金を活用させて頂いていますので、県の方と協議しながら増額等が可能であれば検討していきたいと思っています。現在3人の方が相談に来られてますが、不良住宅との判定が必要になり、100点にならなければこの制度は使えません。7月1日以降に受付させて頂き様子を見ながら確認し、検討した上で協議会の方にも報告しなければならないと思っています。
伊藤委員	例えば補助の額が上限の50万円でなく、20万円で済んだ場合は3件よりも多くということですね。

森川課長

予算150万円で、1戸最大50万円としていますので、20万円で済むのであれば、件数は増やせませんが、通常家屋の解体は予算も掛かります。対象は住んでいた所のみになり、倉庫や駐車場、門等は対象外ですので、居住スペースの解体となると100万円は掛かってくるということは聞いております。

伊藤委員

申込者の気持ちとして、解体しようかなと思っているところに、駄目となってしまえば、多分その後はされないのではないかと思います。なので、あまり厳しくせずに、できるだけ解体してもらえよう方向でして頂ければと思います。

森川課長

国の交付金を使いますので、国の条件として不良住宅判定が絶対に必要になります。判定は職員でさせていただきます。外観からの調査で分かりにくい場合は、立入調査をさせていただきます。判断をさせていただきます。今年度からの制度ですので、進めさせて頂く中で件数を増やす等含めて検討していきたいと思っています。

三井田会長

この広報というのは、どのような形でされているのですか。

森川課長

広報6月号に案内をさせて頂いています。町のホームページの方にも案内等はさせて頂いています。

三井田会長

町民だよりか何かですか。

森川課長

はい。町の広報誌に掲載させて頂いています。

西村委員

年度ごとですか。1回きりですか。

森川課長

毎年実施する予定です。

三井田会長

今年度、申込みが多ければ、来年度にもしかしたら増額されるかもしれないということですね。この件も8月の協議会で結果は分かりますか。

森川課長

7月1日から受付をさせていただきます。そこから不良住宅の判定調査をし、2週間程度で結果が出ると思われまので、8月の協議会で、報告させていただきます。

三井田会長

今年中に工事を行わなければなりませんか。

森川課長

交付金等の関係がありますので、来年の2月末までに全て工事が終わり実績報告を出して頂き、精算するという流れになりますので、今年度中に解体して頂くこととなります。申込み前に着工されると確認等が出来ませんので、不良住宅の判定調査をし、100点以上であれば、申請をして頂くという制度になっています。

議事④空き家セミナー及び空家相談会について

〈事務局より説明〉

その他

- ①年度別空家相談実績、月別（新規）空家相談件数
- ②令和3年度末空家戸数
- ③空家調査
- ④次回協議会の日程調整

〈事務局より説明〉

高岡副会長

総代自治会長会で、この資料は出されますか。

森川課長

各大字の空家の地図と、件数報告は出来ると思っております。それを基に空家か、住んでいるのか、解体してあるのかという、簡単な調査をお願いしたいと思っております。

三井田会長

空家は増えていってるのでしょうか。減っていったるのでしょうか。

森川課長

昨年度の417件の空家という数字から、今年度が387件となり、マイナス30件となります。内訳の具体的な数字は確認できていませんが、現場等を見させて頂いた時に、新たに居住されているよりも、解体が多いです。新築となると、ニュータウン内の空家で見られました。

三井田会長

他の事例ですが、畿央大学と奈良女子大学・奈良県立大学・同志社女子大学・天理大学で奈良の北町の調査をしています。北町には空家が沢山あります。十年前から、ある地域だけを限定して調査をすると、空家の戸数というのは変わってないのですが、かつて空家だったところは駐車場になったり、新しい建物になったりと生まれ変わっていったる所と、どんどん空家になっていったる所と、新陳代謝が激しいのですが、河合町ではどうなのかというところを見ておかないと、一定数の空家は発生してくるはずですので、それが上手く更新していくかだと思います。人も入れ替わりますし、建物も入れ替わって、町が活気をおびてくるように誘導しないといけないと思います。空家の全体数が増えた、減ったということ以上にかつて空家だったところがどうなっているのかということをつまえておく必要があると思います。ご報告ですが、畿央大学で河合町の空家をいくつか紹介してもらい、2件ほど実測させて頂き、その利用計画を作ろうとしています。1件は市場で、昭和40年ほどに建てられた民家です。新しく住宅にするのではなく、地域に役立つ施設にならないかと学生と考えています。もう1件は長楽の農家建てで、昭和戦前くらいに建てられたと思われる。古い蔵もあり、母屋・蔵・作業場があります。こちらの実測させて頂き、図面化して考えようと思っています。できればこの協議会で報告させて頂きたいと思っています。学生がプレゼンテーションできたらおもしろいだろうなと思っていますので、みなさんお忙しいと思いますが、そのような機会を頂けないかとお願ひにきました。長時間ではありませんので、学生の目線からすると、こういう利用が出来るのではないかと報告したいなど、学生と一緒に案を練っています。8月に間に合うか分かりませんが、宜しくお願いします。

西村委員

大学の教授がレポートを出されているのですが、世界的に日本は空家大国になると言われています。人口が減少し、それに見合う空家が非常に多いと言われています。欧米のように、3世帯、4世帯、5世帯で住むという建物ではないので、7年経てば古家だという発想がどうしても付きまといまいます。アメリカ辺りでは、7年ではまだ新築だと言いますが、日本では古家ですので、人口が減少すれば当然余ってきて、解体しないといけないということになります。河合町は、空家が減っていくと思われているかもしれませんが、全国的な視点から見ると河合町も空家が増える町であると想定しておかないといけないと思います。更地にすることだけでは人が集まらず、難しいと思います。空家対策としての視点を広げないといけません。

ヨーロッパと日本の大きな違いは、ヨーロッパだと古家が付いてると、その土地の価値が上がると言います。ですが、日本では逆で、解体費用分だけ値段が下がります。私たちが学生のころ、コンクリートの家は100年以上持つというように聞いてました。木造は20年くらい持てば良いという話でしたが、実際はその逆で、木造で200年持っているような家は奈良県下に沢山あります。明治初期に建てたような家で、今でも使われているような家は沢山あります。鉄筋コンクリートの家では100年持っている家はほとんどありません。100年持っているコンクリートの家は、鉄筋が入っていません。古代ローマの家はレンガ造やコンクリート造ですが、鉄筋が入っていません。鉄筋が入っていると中のコンクリートと鉄筋が腐食して爆裂するので、コンクリートの付着力が薄められ、鉄筋コンクリートの家は50年も持たないだろうと思っています。

三井田会長

ます。古い家を全て活かすことは出来ないと思いますが、上手く活かせる家も沢山あると思います。しかしほとんどの人がそれを考えずに解体してしまうので、如何ともしがたいと思います。本当に価値があるのに壊されようとしているものが沢山あります。直せるのに、直らないと思い、工務店に相談すると、解体した方が早いと言われ、解体してしまうということになります。名柄に郵便名柄館というものがあり、5・6年前に学生と一緒に調査に行き、その実測図面を作りこのような利用をしたら良いと計画を作り、模型を作りました。たまたまそれを名柄郵便局の隣が塚屋太一さんの実家で、それを見て、塚屋さんが直接電話をして来て下さいました。一回お話を聞きたいと言われ、塚屋さんと会ってお話をさせて頂き、寄付金を頂きました。塚屋さんが国等を動かし、補助制度を作られ、資材もバックアップもするので、何とか名柄の地域に役立つものにして欲しいと言われて、リフォームが出来ました。最初に見せて頂いた時は、ほとんどの人が解体した方が早いと言われてましたが、実際に調査すると、柱は倒れていましたが、不同沈下は起こしていません、どこかで引っ張られているからそれに応じて倒れかけているだけで、それを切ってしまうと、元に戻るということが分かりました。もっと管理がきちんとされているような家でも利用できないという家もいくつもありますので、冷静な立場の人が見極めていくというのが必要になってきます。なかなか難しく、今後そのようなことを話合う場が庁内若しくは自治会等含めた中に必要になってくるのではないかと思いますし、そういう話が出来るとなると協議会になっていければいいなと思っています。特定空家や緊急安全措置の話だけでなく、町の将来に結び付けられるような空家の利活用の話が出来ればと期待しています。町の協議会になると何かを決めていくのに、手順を踏んできっちりやっていくというのが主流になり、なかなか話ずらいですが、そういう部分もあって良いと思います。そういう話をしたいと思っていますので、宜しくお願いします。本日はありがとうございました。

閉会